

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成30年10月5日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：鳴門市が平成30年7月26日に環境保全協議会で説明した紛失した実施設計仕様書の設備別機器仕様書及び機器配置図の最新版は竣工図面等で運転等に支障がないとしている。

平成26年鳴ク第91号で市が説明している2通りの燃焼室出口について「燃焼室出口の位置はごみ質によって設定が変わる。」とするその位置が変わる2通りの具体的に変わのごみ質とそれに伴う場所が分かる資料一切。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成30年10月12日に該当する公文書について「該当する公文書は不存在」であるとし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年10月19日付けで、審査請求人は本件不開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月8日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以

下「当審査会」という。) に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

市は県に提出した「報告書」及び「変更理由」で、これまで市が主張していた再燃焼ゾーンを「主燃焼室から二次燃焼室入口」を「熔融炉から二次燃焼室出口」に変更した。再燃焼ゾーンの燃焼ガス滞留時間2秒以上の計算で、「実施設計時に想定された最大のガス量や燃焼ガス温度等の値を用いた場合でも、熔融池から二次燃焼室出口までの容積で燃焼ガス滞留時間2秒以上は確保出来ています。」とする「報告書」を県に提出したが、具体的な燃焼室出口の記載は二次燃焼室出口のみである。

そうすると、鳴ク第91号開示文書の「燃焼室出口の位置はごみ質によって設定が変わる。」とした、この具体的位置を示す文書の不存在は、欠陥炉であることを正当化するための詐害文書であったことになる。

当該開示請求を不存在とするのであれば、鳴ク第91号開示文書での主張は、県に提出した「報告書」及び「変更理由」と整合性を欠くが、これまでの市の主張を裏付ける根拠となる文書の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

本市に当該文書は存在せず、本件に関して開示できる文書が存在しない。

なお、審査請求人は、市が県に提出した「報告書」及び一般廃棄物処理施設軽微変更届出書内の「変更理由」で、これまで市が主張していた再燃焼ゾーンを「主燃焼室から二次燃焼室入口」から「熔融炉から二次燃焼室出口」に変更した

と主張しているが、市は燃焼室の区域の変更は行っていない。一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書は、平成16年11月に県へ提出した一般廃棄物処理施設設置届出書内の図面に記載されている主燃焼室内の温度計を削除するための届出であり、報告書については、一般廃棄物処理施設設置届出書内の維持管理計画に記載されている「熔融炉出口1300℃以上、二次燃焼室出口1000℃以上」の解釈方法を説明するために県へ提出したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求めている。そして、本件対象公文書が不存在であることは平成26年鳴ク第91号開示文書での主張が欠陥炉を正当化するためのものであり、当該開示文書が詐害文書であったことになると主張している。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が不存在であることの妥当性について審査する。

2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

当審査会は、審査請求人から口頭意見陳述の実施を希望する旨の申出があったため、審査請求人にその機会を付与することを予定していた。しかし、審査請求人が当該申出を取り下げたため、審査請求人による口頭意見陳述を実施しないこととした。

実施機関の説明によると、平成26年鳴ク第91号開示文書に記載された趣旨の内容は、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインの解釈に係るものであり、同ガイドラインは、ダイオキシン類の発生を防止するための施設整備の条件等が提示されているものである。鳴門市の施設においては、鳴門市、施工業者、施工監理業者の三者の判断の下、同ガイドラインの考え方に従い施設整備を行ったものであるが、審査請求人が求める、排ガス滞留時間が2秒に達する具体的な地点、位置を示す文書を作成する必要がなかったことから、開示できる文書が存在しないとのことであり、かかる実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、審査請求人が求めている本件対象公文書は存在するものと推認することはできないため、対象公文書が不存在であることを理由に不開示とし

た実施機関の決定は妥当であると認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成30年11月 8日	諮問書の受理
11月14日	実施機関理由説明書の受理
11月28日	審査請求人意見書の受理
12月12日	・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
平成31年 1月25日	・審議
2月21日	・答申